

伊東市中小企業及び小規模企業振興懇話会委員 募集要項

1 募集概要

伊東市では、令和8年4月に施行した「伊東市中小企業及び小規模企業振興基本条例」に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業振興基本計画の策定を進めています。この計画の策定に当たり、市内の中小企業者等、関係団体、金融機関、教育機関等の関係者に加え、広く市民の皆様から御意見をいただき、地域の实情や中小企業・小規模企業が抱える課題等を計画に反映させるため、伊東市中小企業及び小規模企業振興懇話会委員を募集します。

委員の皆様には、現在策定を進めている中小企業振興基本計画の素案に対して御意見をいただくとともに、令和9年度以降、計画の進捗管理(協議及び意見交換)を行っていただきます。

2 募集人数及び応募資格

(1) 募集人数 1名～2名程度

(2) 応募資格

- ・ 年齢 18 歳以上の方
- ・ 伊東市内に住所を有し、市内の事業所等に勤務(経営)している方
- ・ 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- ・ 伊東市の附属機関(他の審議会や懇話会等)に市民公募委員として参画していない方
- ・ 中小企業及び小規模企業の振興や地域経済の活性化に関心がある方
- ・ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

3 任期

委嘱の日から 5年間

4 応募方法

(1) 応募受付期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月9日(金)

(2) 応募方法

(4)の応募書類を E メール又は郵送等により応募先までご提出ください。

(3) 応募先

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所 観光経済部 産業課

(4) 応募書類

- ・ 伊東市中小企業及び小規模企業振興懇話会 公募委員応募申込書
- ・ 意見書 ※400字以内

意見書のテーマ

「伊東市の中小企業・小規模企業が持続的に発展していくために必要な取組について」

5 選考方法

公募委員応募申込書及び意見書の内容等を審査し、選考します。なお、選考結果については、応募者本人に文書又は電子メール等により通知します。

6 その他

- (1) 提出された応募書類は返却しません。
- (2) 応募に係る個人情報、公募委員の選考及び懇話会の運営に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用しません。
- (3) 懇話会にご出席いただいた場合は、所定の謝礼をお支払いします。
- (4) 懇話会委員に委嘱された方の氏名は、原則、公開します。

7 問い合わせ先

伊東市役所 観光経済部 産業課 商工労働係

TEL0557-32-1734(直通) 担当:川村

E-mail sangyou@city.ito.shizuoka.jp

電話によるお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分の間にお願いします。